

建災防宮城県支部からのお知らせ

令和5年4月1日

危険感受性を上げて、不安全行動を防止しよう！

4月は、新卒等新入社員や他産業からの転職者が多く入ってくる時期です。一般に、未熟練労働者は、「危険感受性」に乏しいため、重篤な事故に遭いやすいと言われます。

一方、ベテラン労働者の中にも、マンネリ化から、「危険感受性」が衰えている場合があります。

新年度を機に、一人ひとりの「危険感受性」向上を目的に、雇入れ時の安衛教育や再教育・訓練を実施し、不安全行動防止対策措置を充実していただくようお願いします。



令和4年の労働災害は、全産業で65%の大幅増加！
建設業でも20%増加

宮城県内の労働災害は、医療・社会福祉施設関係における新型コロナウイルス感染症による休業が増加したことなどを受け、前年比1,933人増の49,213人（前年同期比65%）の大幅増となりました。建設業も、従来型の災害を中心に死亡5名を含む404名、前年比20%の増加となっております。

宮城県内労働災害（建設業関係）の発生状況（令和4年1～12月（速報値））

宮城労働局発表より

業種	年	令和2年 全期		令和3年 全期		令和3年 12月末		令和4年 12月末		前年同月比較			
		死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	
										増減数	増減率 %	増減数	増減率 %
全産業計		2407	15	3038	15	2988	14	4921	15	+1933	+64.7	+1	+7.1
建設業		283	3	342	5	337	6	404	5	+67	+19.9	-1	-16.7
土木工事業		94	1	112	3	110	4	140	4	+30	+27.3		
建築工事業		156	2	172	2	168	2	202	1	+34	+20.2	-1	-50.0
鉄骨・コンクリート造 家屋建築工事業		46	2	58	1	58	2	77		+19	+32.8	-2	-100
木造家屋建築工事業		59		67		66		58		-8	-12.1		
建築設備工事業		19		23	1	22		22					
その他の建築工事業		32		24		22		45	1	+23	+10.5	+1	
その他の建設工事業		33		58		59		62		+3	+5.1		

災害件数は令和5年3月6日までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。死亡件数は内数となっております。

確定値は4月以降に発表される予定です。

いまから準備！熱中症予防

厚生労働省主唱「クールワークキャンペーン」が始まります！

期間：令和5年5月1日～9月30日【4月を準備期間とし、7月を重点取組期間とする】。

（職場の熱中症の現状と原因）

- 令和4年の速報値では、職場における熱中症は、死亡を含む休業4日以上死傷者数で805人、うち死亡者数は28人となっている。
- 業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生している。
- 死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。
- 「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった。

『熱中症予防指導員・管理者研修』を開催！

作業員への熱中症対策教育や、熱中症ハイリスクの労働者の健康管理等を行うため指導員向けの研修です。今年は産業医として多くの企業を指導している医師を講師に迎え開催します。熱中症対策を充実させ、厳しい夏に備えましょう！

※ 開催日時 1回目 5月29日(月)13:00

2回目 6月12日(月)13:00

※ 開催場所 宮城県建設産業会館

4月以降、対応が必要な主な法令改正

法令名	内容	施行時期
労基法	中小企業に対しても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、現行の25%以上から50%以上に引き上げられます。	令和5年4月
	建設事業に従事する労働者にも時間外労働の上限規制が適用されます。	令和6年4月
安衛法・令 安 衛 則	一人親方等労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、一定の措置の義務付け	令和5年4月
	足場の点検者の指名の義務付け等	令和5年10月
	一側足場の使用範囲の明確化	令和6年4月
	昇降設備・保護帽が必要な貨物自動車の範囲を2t以上に拡大	令和5年10月
	テールゲートリフターによる荷役作業について特別教育を義務化	令和6年2月
	化学物質～リスクアセスメント対象物ばく露低減措置	令和5年4月
	皮膚障害を起こすおそれのある化学物質の取り扱いに係る保護具の使用義務 (令和6年4月義務化)	令和5年4月努力義務
	化学物質管理者の選任	令和6年4月
	保護具着用管理責任者の選任義務化	令和6年4月
石綿則	建築物石綿含有建材調査者による調査義務	令和5年10月
特化則	特定化学物質作業主任者（金属アーク溶接等作業に係るものに限定した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を新設）	令和6年1月



ホームページ

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax 022-265-5604